

全婦協第30回定期総会開く

業者婦人の要求実現めざし 大きな婦人部をつくろう



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
Eメール
info@tyu-min.com
ホームページ
http://www.tyu-min.com



全商連婦人部協議会は10月18・19日、大阪市内で第30回定期総会を開きました(詳細は11月3日付商工新聞4面をご覧ください)。
今年には全婦協が結成して40周年の節目であり、全国で部員拡大や訪問行動、消費税増税中止の一斉宣伝行動が展開されました。
代議員として中部民商婦人部の宮坂部長(常任理事)が参加しました。感想を紹介します。

全国の仲間と連帯した運動に

総会で全国の仲間の報告を聞きながら、中部民商婦人部の活動は全国にも負けていないと自信を持ちました。

全国10万人の婦人部員から集めた部費の内100円が全婦協に納められます。2年間で2400万円以上の部費となり、消費税増税中止の運動や、所得税法56条廃止の運動、宣伝物の作成等私たちの運動を進めるために有効に活用されています。日常生活で100円と聞くと少なく感じますが、全国で頑張っている仲間が納めた100円の重みと団結の力に感動しました。所得税法56条廃止の運動では、日本共産党の大門みきし参院議員が「56条廃止は、全国で1000以上の自治体で決議をするよう頑張ってください」「国会でも56条廃止についてはほぼOKというところまでいっていますが、『共産党から言われて廃止したくない』という雰囲気になっている。これを打ち破る運動がますます大切です」と挨拶で述べていました。
56条廃止の決議は全国で391自治体にのぼり、そのうち60自治体が北海道の市町村で採択されています。全国の35%を北海道で採択している事になります。

中部民商婦人部では、全部員訪問に取り組んでいます。あと1~2回の行動で全部員を回る事が達成できます。役員の方々の協力でご訪問出来ました。心より感謝致します。
今後は、婦人部に入っていない会員の訪問を強めながら、多くの婦人部を増やして中部民商婦人部を大きくしていきたいと思います。
部員拡大は、採択された全婦協総会方針にもなっておりますので、皆さんのより一層のご協力をお願い致します。

確定申告情報【I】

◆確定申告の時に必要な書類の準備を◆

来年の確定申告に向けて、今から必要な書類を準備して下さい。
毎月の支部会・班会でも、確定申告に向けた学習に取り組みます。ぜひ参加し、税制や申告書作成の仕方等を学びましょう。

※平成25年分の確定申告から復興特別所得税が課税されています(所得税額の2.1%)。忘れないように計算しましょう。

- ①昨年1年間の売上・仕入・経費をまとめたもの
- ②税務署から来ている申告書 ③昨年の確定申告書控え
- ④国民健康保険料の支払額 ⑤国民年金の納付証明書
- ⑥生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑦他の収入がある人は源泉徴収票や報酬調書等(家族も同様)
- ⑧医療費のかかった人は領収証(昨年1年間分) ⑨印鑑・他

* 国民健康保険料の支払額を確認するため、区役所から「納付証明書」を発行してもらってください

* 国民年金保険料納付証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書は、申告書に添付しますので、なくさないように保管して下さい



第41回中部民商婦人部定期総会では、根本会長より激励のケーキが届けられました。ありがとうございます。(詳細は次号)

「民商会費」「商工新聞代」納入のお願い

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。

合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願い致します。

11月から来年1月までの3か月間、運動資金に取り組んでいます。合わせてご協力下さるようお願い致します。